

1 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープランの目的と視点

由利本荘市は、1市7町の合併により平成17年3月22日に誕生した都市です。旧来の8つの地域が有する特性や伝統・文化が共生・融合し、そしてそれぞれの地域核が有機的に働き合うバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

この都市計画マスタープランは、由利本荘市のまちづくりの指針として次のような目的と視点を持って作成するものです。

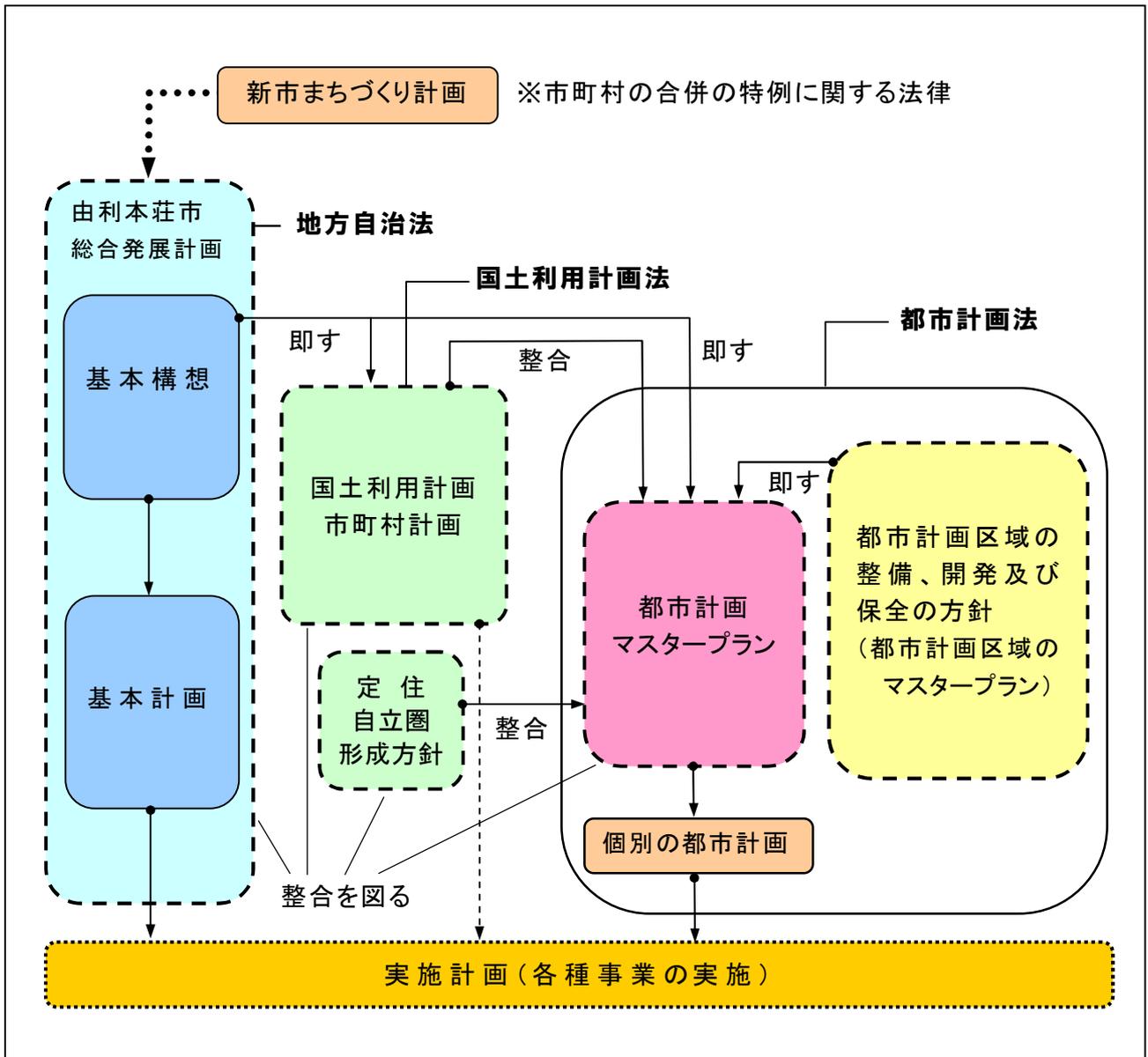
- 新生・由利本荘市の最初の都市計画マスタープランとして、市主体の都市計画の長期的な基本方針を示します。
- まちづくりを具体化していく手段としての都市計画の役割を明確にします。
- 本市の都市計画をまちづくりの観点から総括的に示します。
- 市民の方の意向を反映させると共に、市民にわかりやすく都市計画を描きます。

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

由利本荘市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、地方自治法に基づき策定された「由利本荘市総合発展計画」及び秋田県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づきながら、市の主体的視点や市民意向なども踏まえて、今後の由利本荘市のまちづくりを進めていくための指針です。まちづくりの将来像とその実現のための道筋を示すガイドラインとしての役割を果たすと共に都市計画についての市民の理解と協力を深めるための役割も有しています。

「由利本荘市総合発展計画」が市民生活に関わるさまざまなまちづくりの基本方針を示すものであるのに対して、都市計画マスタープランは総合発展計画のまちづくりを都市空間として実現化していく手段として、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



1-3 計画の前提及び目標年次

(1) 計画の対象区域

由利本荘市を構成する旧1市7町のうち都市計画区域は、旧本荘市の本荘都市計画区域と旧矢島町の矢島都市計画区域の2カ所が定められています。

都市計画マスタープランは、市域全体を対象とする総合発展計画に示されたまちづくりを都市空間として実現していくための指針であり、都市計画のおよぶ範囲（都市計画法の適用区域）、すなわち都市計画区域を本来の対象とします。

新生・由利本荘市の都市計画区域のあり方については、県が「平成18年度秋田県都市計画指導調査」を行い、変更の可能性も含めて検討中です。

このような状況の下、合併後の最初の都市計画マスタープランとなる本計画では本市を構成する8つの地域全てを含む市全体の望ましい将来像を都市計画的な視点から描くことも重要であると考え、全体構想では都市計画区域を原則としつつも必要に応じて市域全体を対象として検討を行います。また、地域別構想においては、地域別の都市空間としての都市づくりの方向性を示す趣旨から、既存の都市計画区域と変更の可能性があると県が「平成18年度秋田県都市計画指導調査」を行った地域を対象に加えて検討することとします。

●本計画における対象区域

○全体構想

都市計画区域を原則とするが、必要に応じて市域全体を対象区域とします。

○地域別構想

既存の都市計画区域に加えて「平成18年度秋田県都市計画指導調査（秋田県）」をもとに、都市計画の拡大想定地域に位置付けられた地域を対象とします。

(2) 計画の目標年次

由利本荘市の目指すべき将来像を明らかにするという趣旨に鑑み、長期的視野に立った構想となるよう、本計画の策定時点から概ね20年後の平成42年（西暦2030年）を目標年次とします。

●本計画における目標年次

○平成42年（西暦2030年）

本計画の策定時点から概ね20年後の目指すべき将来都市像

ただし、上位計画である「由利本荘市総合発展計画」の期間が平成17～26年度の10年間であるため、次期総合発展計画の策定に向けては、本計画を基本として調整を行うものとします。

1-4 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、由利本荘市における都市づくりの前提となる事項を示す「由利本荘市の現況」、めざすべき将来像とその実現に向けた課題を示す「由利本荘市の将来像と課題」、都市計画区域及び市域全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」及び地域別の都市づくりの方向性を示す「地域別構想」により構成します。

■ 由利本荘市都市計画マスタープランの構成図

